

令和元年度 文京区障害者地域自立支援協議会

第2回相談支援専門部会 次第

日時 令和2年2月6日(木) 午後2時から

場所 文京シビックセンター3階

障害者会館C会議室

1 開会挨拶 文京区障害者地域自立支援協議会

相談支援専門部会部会長 樋口勝氏より

2 議題

- (1) 令和元年度相談支援専門部会から親会への提言について 【資料第1号】
- (2) 事例から見える区内相談支援体制の課題について 【当日配布資料】
- (3) 指定特定相談支援事業所連絡会 年間活動報告 【資料第2号】
- (4) 令和元年度 定例会議 年間活動報告 【資料第3号】
- (5) その他

3 その他

【配付資料】

資料第1号

令和元年度相談支援専門部会からの報告

参考資料①：H30年度東京都精神保健福祉の動向【抜粋】

参考資料②：東京都における平成30年9月までの計画相談実績

資料第2号

指定特定相談支援事業所連絡会年間活動報告

資料第3号

令和元年度定例会議年間活動報告

【当日配布資料】

区内相談支援体制の課題がみえる事例について(会議後回収)

令和元年度第2回相談支援専門部会 事後アンケート

令和元年度 相談支援専門部会からの報告

令和元年度 文京区障害者地域自立支援協議会 各専門部会の下命事項について

令和元年度における各専門部会（以下「部会」という。）の活動については、これまで積み重ねた議論の中で見えた課題等を整理した上で、次期障害者・児計画に盛り込むことを前提として実現可能な施策を検討することとしている。

令和元年度 文京区障害者地域自立支援協議会 各専門部会の下命事項について

相談支援専門部会(2回)

相談に関する課題や問題点を分析し、相談支援体制のシステム等についての調査・研究・検討を行う。

これまでに抽出された課題やニーズ等の中から、優先順位及び実現可能性を整理した上で、次期障害者・児計画に盛り込む施策を検討する。

区内相談支援の 現状把握及び現状分析

今までの相談支援専門部会にて まとめた地域ニーズについて

- ①相談支援体制の脆弱性及び相談支援の不足
- ②本人及びその親族の高齢化に伴う諸問題への支援
- ③地域で住み続けるための住宅確保の支援や住居環境等の地域の体制作り

相談支援体制の脆弱性及び 相談支援の不足について

障害者・児計画及び施策的な課題として

- ①指定特定相談支援事業(計画相談支援)の不足
- ②指定一般相談支援事業(地域移行・定着支援)の不足
- ③障害者相談支援事業(委託相談や一般相談支援等)の不足

本人及びその親族の高齢化に伴う 諸問題への支援

高齢化に伴う諸問題への支援内容について大別すると以下の通り大きく2つに大別できると考える。

①本人及び親族が高齢となり、高齢に伴う諸問題が現時点で発生している。その問題解決を行う支援。

②本人及び親族が今後高齢となる上で、諸問題が発生する見込みがある。その準備をしていく支援。

本人及びその親族の高齢化に伴う 諸問題への支援

①本人及び親族が高齢となり、高齢に伴う諸問題が現時点で発生している。その問題解決を行う支援。

⇒すでに利用しているサービス提供事業所及び指定特定相談支援(計画相談支援)等が中心になり、地域包括支援センターや介護保険サービス、高齢者福祉関係者と連携をしてサポートをしていく必要がある。

⇒障害福祉分野と高齢福祉分野との連携が必須
＝相談支援の必要性大

本人及びその親族の高齢化に伴う 諸問題への支援

②本人及び親族が今後高齢となる上で、諸問題が発生する見込みがある。その準備をしていく支援。

⇒すでに利用しているサービス提供事業及び指定特定相談支援(計画相談支援)や障害者相談支援事業(委託相談や一般相談支援等)等が中心になり、高齢に伴う生活リスク(親なき後等)を想定して準備をしていく。

⇒継続した相談支援を実施することによる高齢化への準備

＝相談支援の必要性大

地域で住み続けるための住宅確保の支援や住居環境等の地域の体制作り

住まいの支援についても大別すると大きく2つの支援に大別することが出来ると考える。

① 実際住まう物件確保やその物件の環境整備等
(ハード面の体制支援)

② 住まい探しや大家や不動産屋への障害理解の
広報・啓発活動、安心、安全の地域作り。
(ソフト面の体制作り)

地域で住み続けるための住宅確保の支援や住居環境等の地域の体制作り

①実際住まう物件確保やその物件の環境整備等
(ハード面の体制支援)

⇒居住支援協議会や地域生活支援専門部会(地域生活支援拠点)での検討か？その他緊急時に利用できるサポートのある居室確保や地域生活を体験できる居室の確保等も必要かと思われる。

地域で住み続けるための住宅確保の支援や住居環境等の地域の体制作り

②住まい探しや大家や不動産屋への障害理解の広報・啓発活動、安心、安全の地域作り。

(ソフト面の体制作り)

住まい探し⇒地域生活支援拠点支援や居住サポート事業(相談支援事業)の支援

大家や不動産屋への障害理解の広報・啓発活動、安心、安全の地域作り⇒ソーシャルワーカー(相談支援専門員)によるソーシャルワークの必要性。

地域ニーズについて まとめ

○高齢化への問題、住宅を含む地域に住み続ける問題も包括できる支援として、まず地域の相談支援体制の強化が最重要優先事項と位置付ける。

○そのため相談支援専門部会からは地域の相談支援体制の強化という目的で、具体的に障害者・児計画に盛り込む施策を考えていきたい。

障害者総合支援法の相談支援事業の体制について
【補足説明資料】

障害者総合支援法では

- 『地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与する。』

と規定されている。

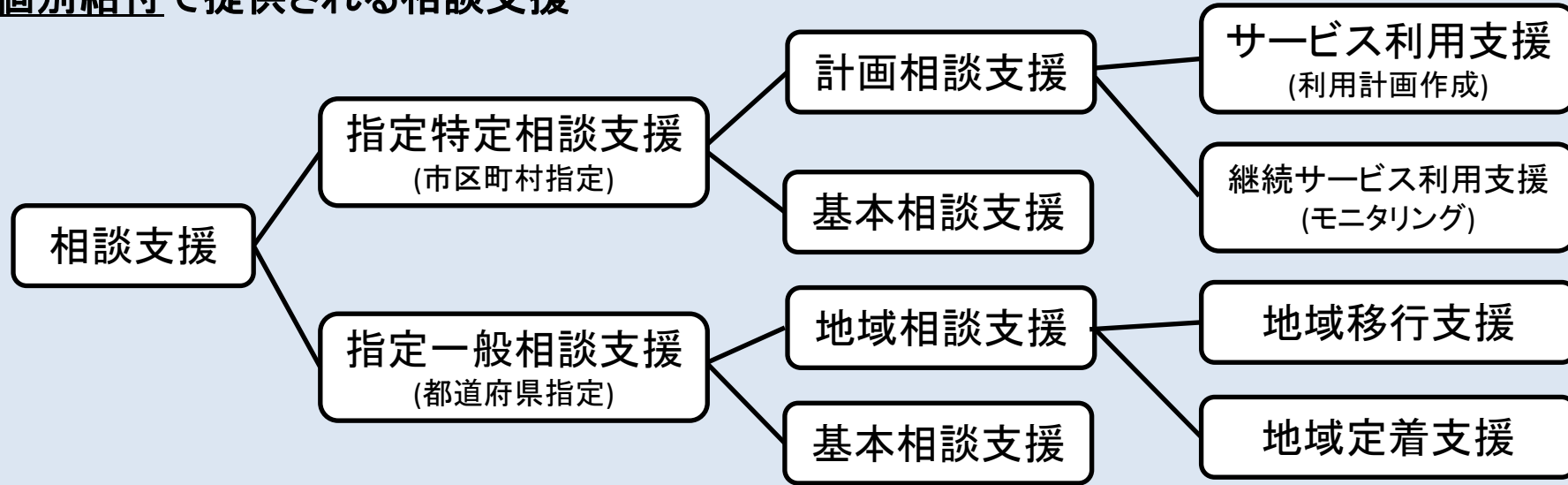
要約すると...

障害のある方々、その家族、または介護をしている方々の...

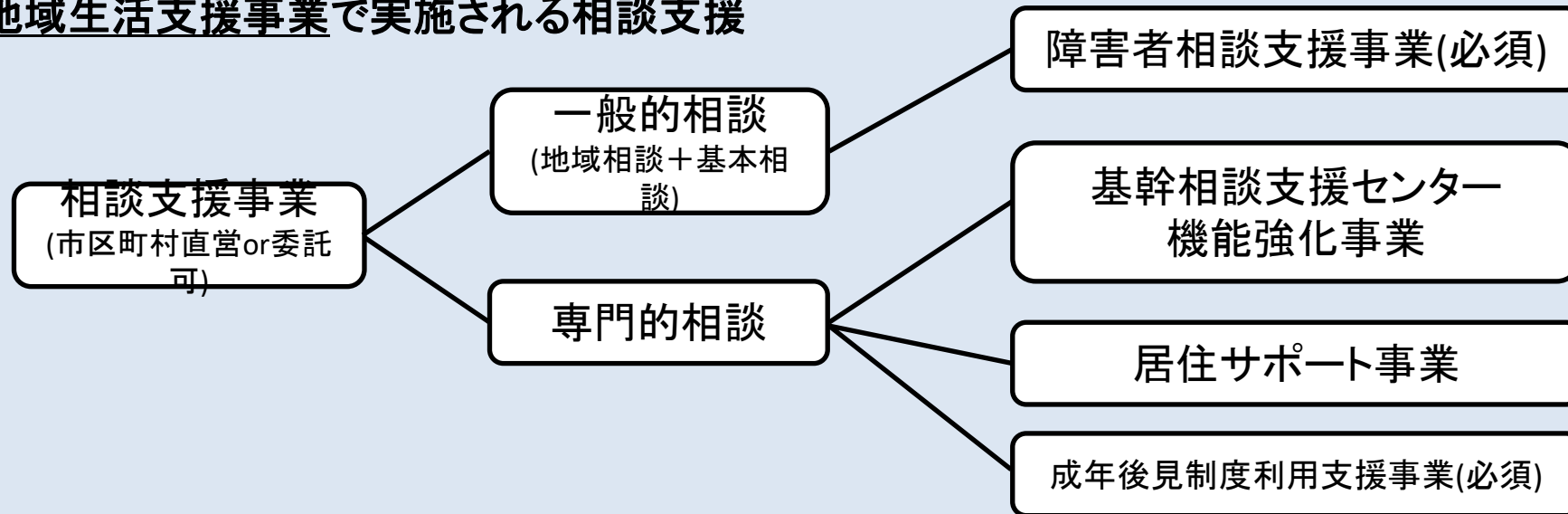
- ・相談に応じ
- ・必要な助言と情報提供を行い
- ・区市町村や障害福祉サービスをはじめとした、地域の社会資源に繋げ
- ・連絡調整などを行い、総合的に支援する。

※制度的にはこれが相談支援の基本となる！！

個別給付で提供される相談支援



地域生活支援事業で実施される相談支援



現行の相談支援体制の概略

相談支援事業名等	配置メンバー	業務内容	備考
基幹相談支援センター 総合支援法77条 (市町村の地域生活支援事業) 77条の2 (基幹相談支援センター)	定めなし(地活要綱例示) 相談支援専門員 社会福祉士 精神保健福祉士 保健師 等	総合支援法77条1項3号4号 (地活要綱) ・総合的・専門的な相談の実施 ・地域の相談支援体制強化の取組 ・地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成 ・地域の相談機関との連携強化 ・地域移行・地域定着の促進の取組 ・権利擁護・虐待の防止	左記業務内容実施に向けた人員配置と研修の実施 ■1,741市町村中 367市町村(H26.4)21% →429市町村(H27.4)25% ■309カ所(H27.4)
障害者相談支援事業 (地域生活支援事業の必須事業) 実施主体:市町村→指定特定相談支援事業者、指定一般相談支援事業者への委託可	定めなし	(地活要綱) ・福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等) ・社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導) ・社会生活力を高めるための支援 ・ピアカウンセリング ・権利擁護のために必要な援助 ・専門機関の紹介 等	地域の実情に応じた役割・機能分化による。委託と基幹は一体化、一体的運営も考えられるが、業務及び業務量の整理等市町村の体制整備を検討の上実施 ■全部又は一部を委託89% 市町村で直営実施11% ■単独市町村で実施55% ※H27.4時点
指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所 (特定事業所加算事業所)	常勤・専従3名の相談支援専門員、うち相談支援専門員(現任)1名以上	計画相談支援等 サービス利用支援、 継続サービス利用支援 ※24時間連絡体制の確保や、困難事例への対応なども必要。	地域の相談の質の向上、底上げを目指す ■224箇所(指定特定相談支援事業所)、138箇所(指定障害児相談支援事業所)※H27.11請求事業所数
指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所	専従の相談支援専門員(業務に支障なければ兼務可)、管理者	計画相談支援等 サービス利用支援、 継続サービス利用支援	■5,942ヶ所(H26.4) →7,927ヶ所(H27.4)
指定一般相談支援事業所	専従の指定地域移行支援従事者(兼務可)、うち1以上は相談支援専門員、管理者	地域相談支援等 地域移行支援 地域定着支援 等	■2,887ヶ所(H26.4) →3,299ヶ所(H27.4)

※ 相談支援窓口としては上記の他、障害者就業・生活支援センターや発達障害者支援センターなどがあり、地域生活支援事業による補助等で運営。9

障害者相談支援事業

- 色々な呼称がある。
 - 一般的な相談 = 市区町村相談支援事業
 - = 委託相談 = 一般相談 など。
- 各区市町村で必須の相談支援事業である。市区町村の責務で行う相談支援である。
- 委託での事業実施も可能。委託での事業実施の場合は委託料や補助金での運営となる。

障害者相談支援事業

- 福祉サービスを利用するための情報提供、相談など
 - 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導)
 - 社会生活力を高めるための支援
 - ピアカウンセリング
 - 権利擁護のために必要な援助
 - 専門機関の紹介
- 等々

※内容は各市町村によって異なる。

指定特定相談支援事業(計画相談＋基本相談) 指定一般相談支援事業(地域相談＋基本相談)

基本相談とは

地域の障害者等からのあらゆる種類の相談に応じるとともに、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他総合的対応を行う。

事業者指定は区市町村

特定：計画相談とは

- サービス等利用計画の作成
- 定期的なモニタリングの実施(計画の見直し、振返り、生活状況の確認等)
- サービス利用支援
- 継続サービス利用支援



事業者指定は都道府県

一般：地域相談とは

(地域移行支援＋地域定着支援)

- 地域移行支援
精神科病院等からの退院の支援や施設入所等からの退所支援を行い、地域生活に移行する支援
- 地域定着支援
地域で居宅生活する障害者であって、地域生活を継続するための、連絡体制を確保し、緊急時等の相談・訪問を行う支援。

専門的相談

- 基幹相談支援センター機能強化事業

- 居住サポート事業(※文京区では未実施)

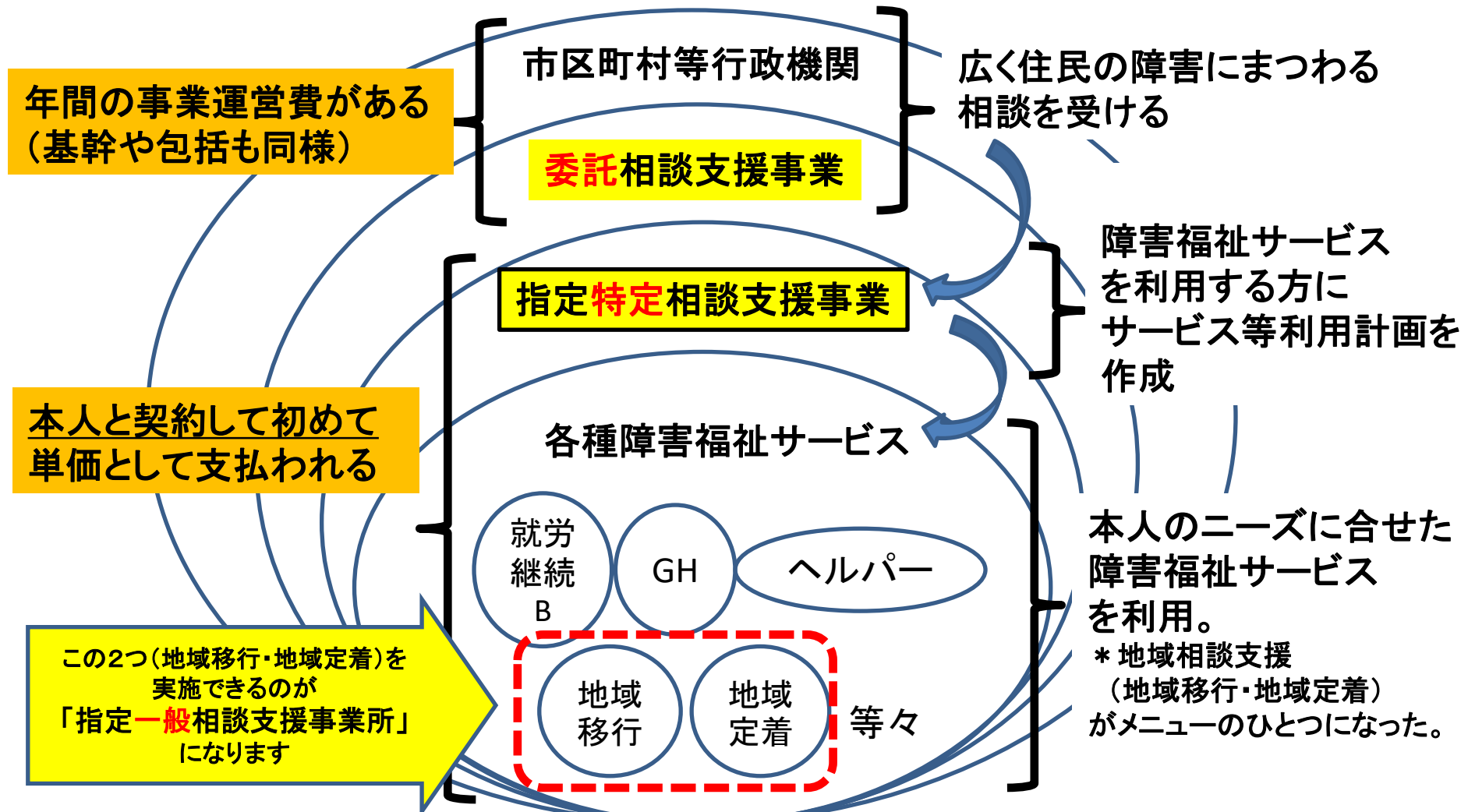
賃貸契約による一般住宅(※)への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援する。

- 成年後見制度利用支援事業(必須事業)

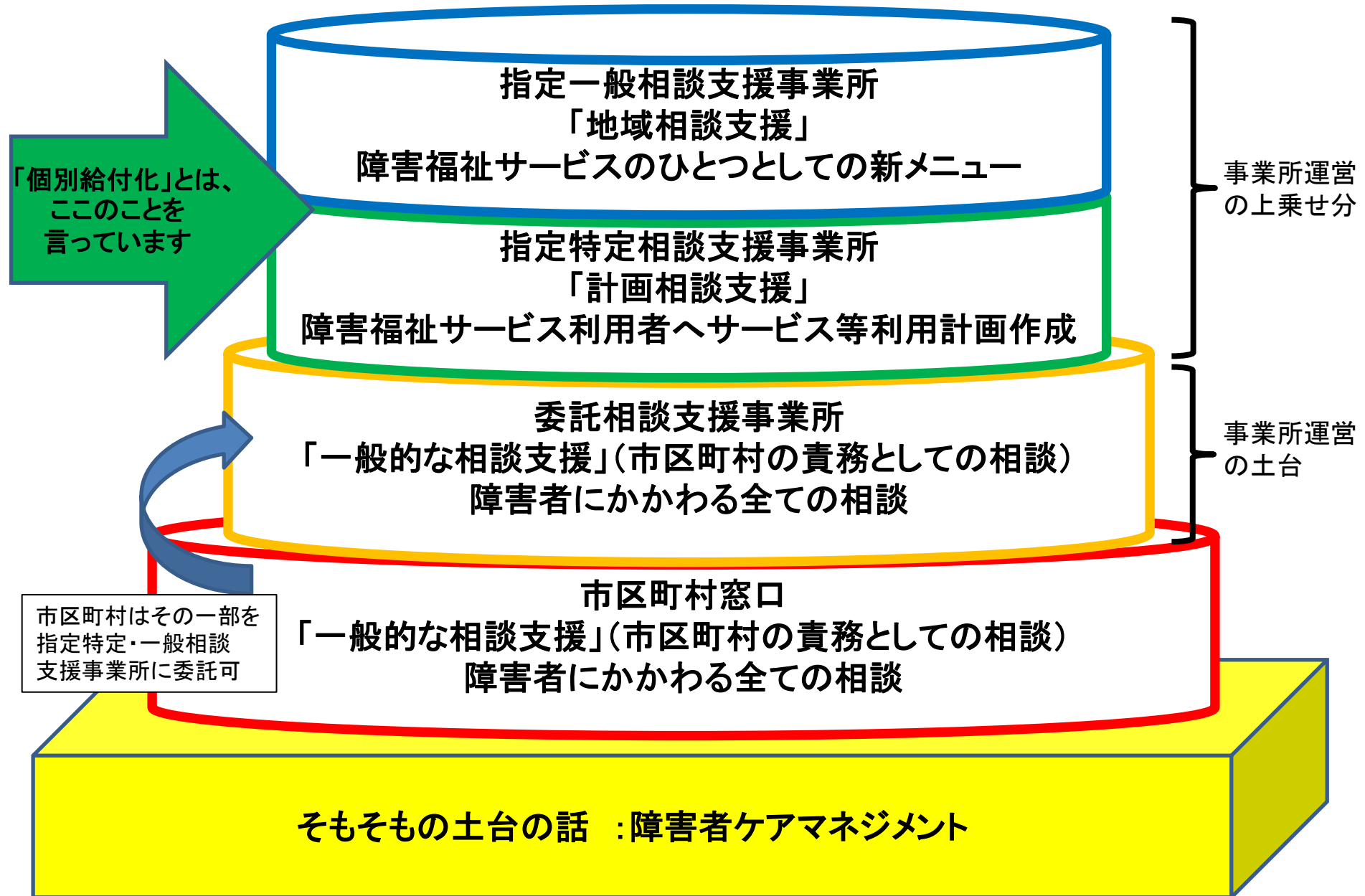
成年後見制度利用の相談や家庭裁判所への申立て手続の説明、また、成年後見人になりうる市民後見人の養成・活用などを行う。文京区社会福祉協議会で実施。

委託？特定？一般？ってなに？

「相談支援事業所」の分類が理解しづらい・・・



これを業務とお金とで見ると・・・



各々役割は？（一例）

＜委託相談支援事業所・市区町村＞
 障害福祉サービス利用する・しないに関わらず生活相談を受ける（住民に対する支援）
 ＊本人のニーズを一緒に整理する
 ＊障害福祉サービス申請するかどうかの相談
 ＊引きこもりの方等への相談支援のアプローチ等

＊極めて重要！

地域相談支援
 （地域移行・
 地域定着支援）
 はここです！

＊直接の生活支援がメイン

本人のニーズに必要な
 インフォーマル資源

本人のニーズに必要な
 フォーマル資源

本人のニーズに必要な
 様々な障害福祉サービス

＊障害にまつわる困りごとであれば
 どんな相談でも受ける！

委託相談支援事業所
 「市区町村の必須事業/義務
 としての相談」
 （法第77条第1項第3号）
 障害者にかかわる
 全ての相談

市区町村窓口
 「市区町村の必須事業/義務
 としての相談」
 （法第77条第1項第3号）
 障害者にかかわる
 全ての相談

ここに必要な役割が入ってくる

その方にとっての、
 委託相談支援事業所や
 市区町村、保健所、医療機関の
 役割をサービス等利用計画
 に明記

本人のニーズ
 の共有
 サービス利用
 調整等

サー
 ビス等利
 用計画

計画が
 進化する！

利用状況の共有
 モニタリングへの
 意見等



障害福祉サービス利用が
 必要な方に対して、
 制度の説明や事業所の紹介、
 それまでに受けた基本情報の
 引き継ぎ等

指定特定相談支援事業所
 「計画相談支援」
 障害福祉サービス利用者へ
 サービス等利用計画作成

＊生活支援の為の計画作成がメイン！

＊どんな素敵なご本人の夢や希望が聴けても、実現に
 近づける街でなければ意味がない！（協議会を大事に！）

重層的な相談支援体制

<第3層>

C.地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

- 総合的・専門的な相談の実施
 - 地域の相談支援体制の強化の取組
 - 地域の相談支援事業所への専門的な指導助言、人材育成
 - 地域の相談支援機関との連携強化
 - 地域移行・地域定着の促進の取組
 - 権利擁護・虐待の防止
- 主な担い手⇒基幹相談支援センター、自立支援協議会

<第2層>

b.一般的な相談支援

- 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
 - 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導)
 - 社会生活能力を高めるための支援
 - ピアカウンセリング
 - 権利擁護のために必要な援助
 - 専門機関の紹介
- 主な担い手⇒市区町村相談支援事業

<第1層>

a.基本相談支援を基盤とした計画相談支援

- 基本相談
 - 計画相談(サービス利用支援、継続サービス支援)
 - 一般相談支援(地域移行支援、地域定着支援)
- 主な担い手⇒指定特定・一般相談支援事業

区内の相談支援体制の 現状と課題について

区内の障害者相談支援事業

身体障害・知的障害

委託事業での実施はしていない。区直営での実施で身体障害係及び知的障害係の各福祉司での対応のみ。

精神障害

委託事業での実施はしていないが、民間への補助金事業での実施。市区町村での責務である相談支援事業を民間事業所への補助金事業のみで実施。

別紙参考資料①：H30年度東京都精神保健福祉の動向

文京区精神障害者相談支援事業補助金事業

【職員配置】

精神保健福祉士等を1名配置

【補助金額】

1時間：1,610円(H27年度3月時点)

年間300万円前後 (常勤1名を雇用出来ない額！)

【事業者】

文京地域生活支援センターあかり

エナジーハウス

地域活動支援センターみんなの部屋 計3か所

文京区精神障害者相談支援事業補助金事業

【事業内容】

- ①福祉サービスの利用援助
- ②各種施策に関する助言、指導等
- ③相談者の権利擁護に必要な援助
- ④専門機関の紹介
- ⑤その他相談全般

区内障害者相談支援事業の課題

○身体障害・知的障害

区直営での実施のため、平日日中帯での相談しか出来ない。

職員の異動が頻繁で継続した相談支援関係が難しい。

そもそも福祉司の人数も多くないため、マンパワー不足でないか。

行政窓口ということもあり、相談のしやすさに課題があるか。

区内障害者相談支援事業の課題

○身体障害・知的障害

- ①福祉サービスを利用するための情報提供、相談、
- ②社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導)、③社会生活力を高めるための支援、④ピアカウンセリング、⑤権利擁護のために必要な援助、⑥専門機関の紹介

上記の基本的な相談支援の機能が区の直営でどの程度担保されているのか。

特に上記③、④をサポートする地域活動支援センター機能(オープンスペース機能)も不足している。

区内障害者相談支援事業の課題

○精神障害

補助金事業のみの実施のため、市区町村の責務で実施する相談支援として、責任の所在が曖昧。

補助金事業で実施をしているが年間300万円前後の補助金額のため、常勤職員1名も確保できない。マンパワー不足は否めない。

3か所合計の相談件数

H29年度13,434件

H30年度12月末時点：11,375件

H30年度文京区地域精神保健福祉連絡協議会配布資料からの数値を抜粋

区内障害者相談支援事業の課題

○精神障害

この補助金額、人員体制、現状の相談件数がある中で補助事業で求められている下記事業内容の相談支援が実施可能なのか。

- ①福祉サービスの利用援助、②各種施策に関する助言、指導等、③相談者の権利擁護に必要な援助
- ④専門機関の紹介、⑤その他相談全般

区内指定特定相談支援事業 (計画相談＋基本相談)

○14事業所(教育センター含め)。職員配置数は34名、常勤換算数としては17.4名となっている。ほぼ他事業と兼務で支援を行っている。

○区内事業所で担当している総ケース数は846名(障害児含む)、内区民が753名、障害者は517名、障害児が327名となっている。

データ出典：令和元年度文京区相談支援事業所調査
令和1年6月時点

区内指定特定相談支援事業② (計画相談＋基本相談)

令和1年度(令和元年6月1日時点)								
		身体障害	知的障害	精神障害	難病	成人合計	障害児	全体
計画相談支援 障害児相談支援	人数	72	343	180	1	596	317	913
	割合(%)	32.1%	80.9%	57.1%	20.0%	61.6%	59.1%	60.7%
セルフプラン	人数	101	80	130	3	314	219	533
	割合(%)	45.1%	18.9%	41.3%	60.0%	32.4%	40.9%	35.4%
ケアプラン	人数	51	1	5	1	58	0	58
	割合(%)	22.8%	0%	1.6%	20%	6.0%	0%	3.9%
無し	人数	0	0	0	0	0	0	0
	割合(%)	0%	0.0%	0%	0%	0.0%	0%	0.0%
合計	人数	224	424	315	5	968	536	1,504
	割合(%)	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

データ出典：令和元年度文京区相談支援事業所調査
令和元年6月時点

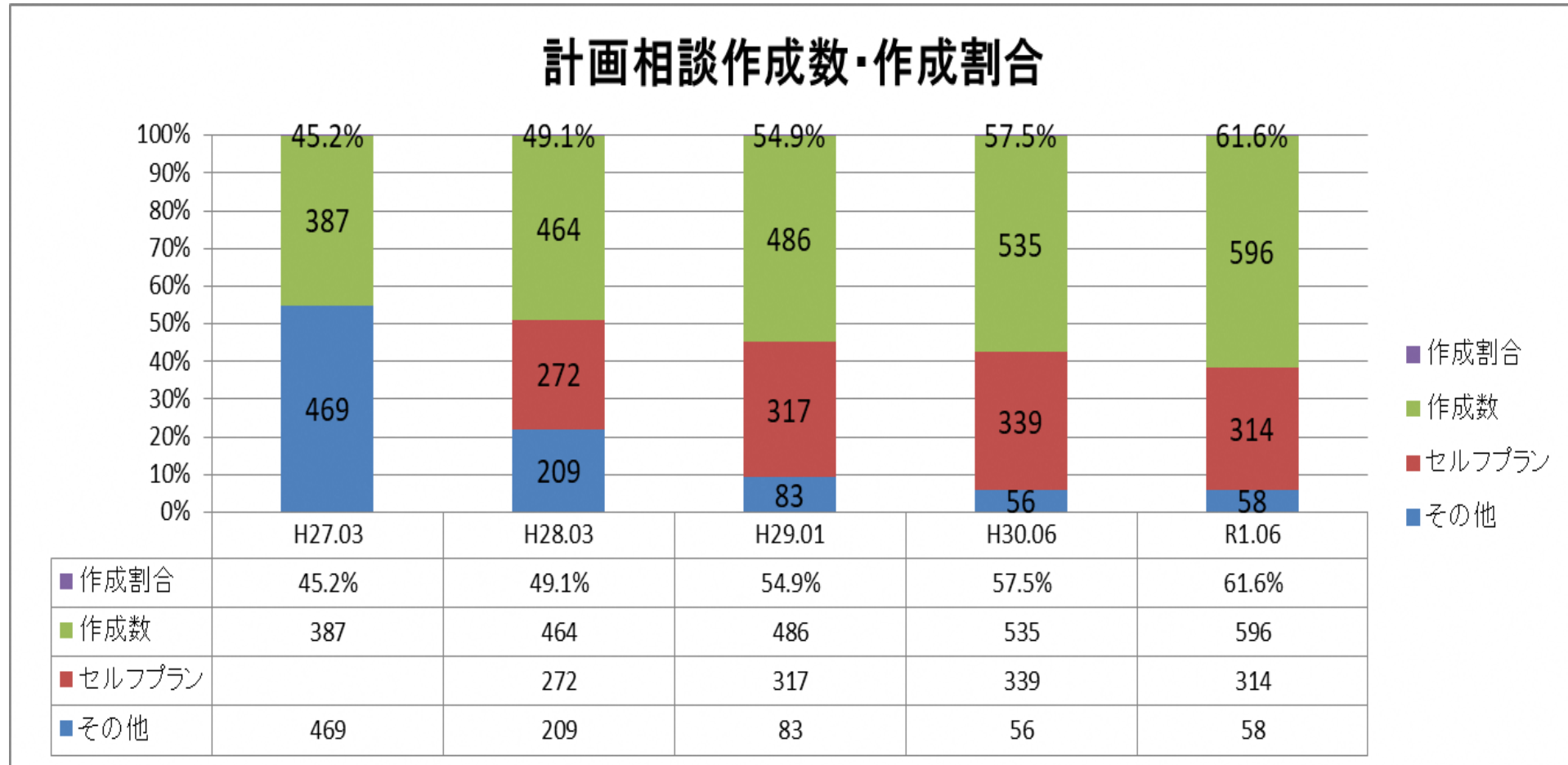
区内指定特定相談支援事業③

(計画相談＋基本相談)

		H27年3月	H28年3月	前年比	H29年1月	前年比	H30年6月	前年比	R1年6月	前年比
	必要人数	856	945	89	886	-59	930	44	968	38
障害者 計画相談	作成数	387	464	77	486	22	535	49	596	61
	作成割合	45.2%	49.1%	3.9%	54.9%	5.8%	57.5%	2.7%	61.6%	4.0%
	セルフ数		272		317	45	339	22	314	-25
	セルフ割合		28.8%		35.8%	0	36.5%	0	32.4%	-4%
	その他		209		83	-126	56	-27	58	2
	その他割合		22.1%		9.4%	0	6.0%	0	6.0%	0%

データ出典：令和元年度文京区相談支援事業所調査
令和元年6月時点

区内指定特定相談支援事業④ (計画相談＋基本相談)



データ出典：令和元年度文京区相談支援事業所調査
令和元年6月時点

区内指定特定相談支援事業 (計画相談＋基本相談)

- ・東京都における平成30年9月までの計画相談実績(別紙参考資料②参照)
- ・上記資料ではセルフプラン率が34.8%となっており。23区内でワースト2となっている。

区内指定特定相談支援事業の課題 (計画相談＋基本相談)

- ・計画相談の作成割合が年々少しずつだが、上がってきている一方、まだ作成割合が6割、セルフプランの割合が3割となっている。23区内でもワースト2となっている。
- ・新規利用者希望者数も年々増えており、今後の受入体制について限界が近づいている。
- ・現在区内の事業所で、新規受入れが出来る、余力のある事業所が少ない。

区内指定特定相談支援事業の課題 (計画相談＋基本相談)

- ・国の報酬単価の問題もあり、専従常勤職員の設置が困難。それに伴うマンパワー不足。
- ・しかし報酬単価については、他区市も同様だが、その中でも区の作成率は低い。
- ・計画相談支援に“繋げる支援”に時間が掛かり、労力も多い。“繋げる支援”については報酬の担保がされていない。

区内指定特定相談支援事業の課題 (計画相談＋基本相談)

- ・当事者やその家族に計画相談支援の支援内容や導入メリット等の周知が足りていない。
- ・どのように計画相談支援をさらに普及させていくのか道筋が明確となっていない。
- ・指定特定相談支援事業所や相談支援専門員の増設、増員の見込みが立っていない。その試みも少ない。

区内指定一般相談支援事業 (地域相談＋基本相談)

- ・身体障害・知的障害対象事業所としてはあくせすの1か所のみ。
- ・精神障害対象事業所としても文京地域生活支援センターあかりのみで1か所のみとなっている。

区内指定一般相談支援事業の課題 (地域相談＋基本相談)

- ・地域移行支援の対象ケースの相談があっても、上記の理由により、基幹や保健師、その他支援者で退院、退所の直接支援を担わなければならない。その分、長期入院者等の退院喚起支援が弱くなってしまふ。
- ・また地域定着支援の対象ケースも同様であり、地域定着支援が導入できない場合は、計画相談や基幹、保健師等、他支援者への負担が増えてしまふ。

区内専門的相談の課題

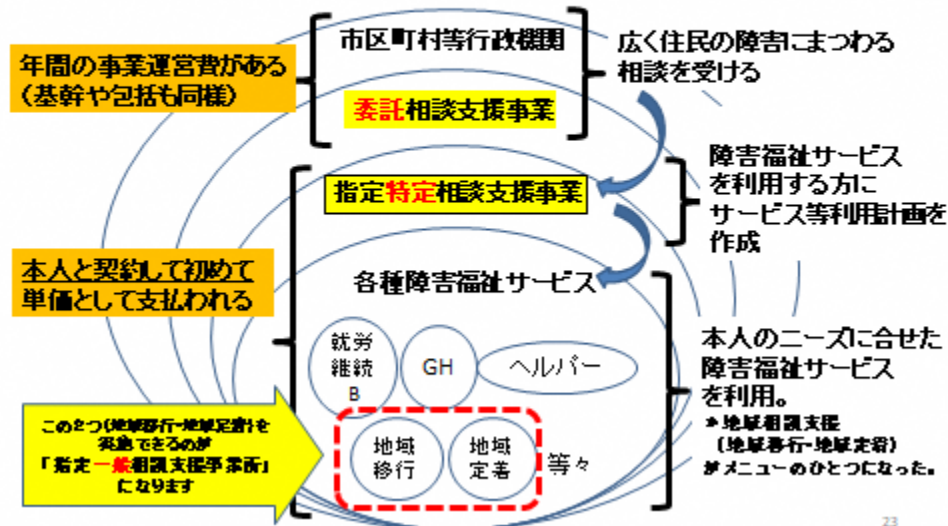
- ・相対的に区内家賃相場は高く、物件確保が難しい地域事情がある。

- ・区の補助事業で、精神障害者のグループホーム卒業者に対しての、物件探し、アフターフォロー等を支援する、精神障害者単身生活サポート事業は実施しているが、他障害及びグループホーム卒業者以外の物件探しやアフターフォロー等の支援を実施する、居住サポート事業は未実施となっている。

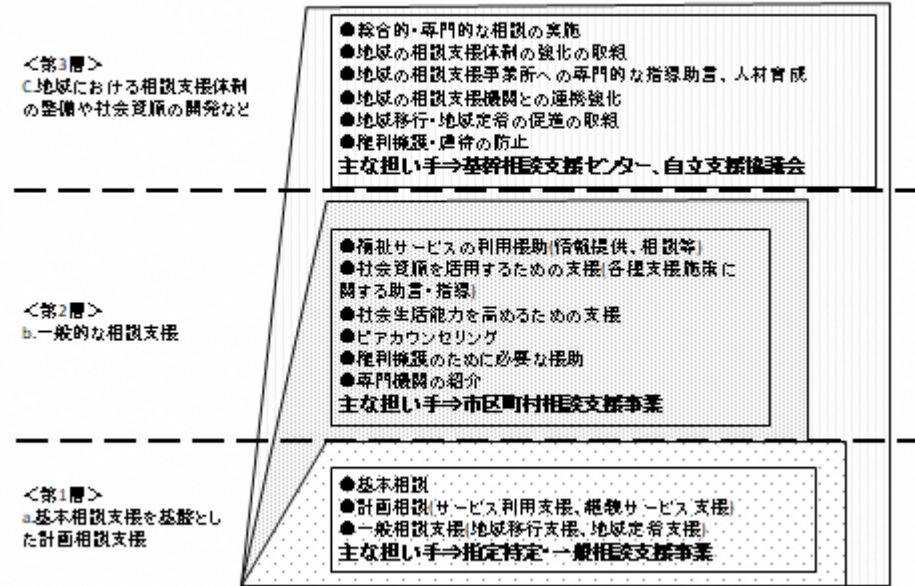
区内の相談支援体制の課題に向けて の解決策について

望ましい相談体制とは

委託？ 特定？ 一般？ ってなに？
「相談支援事業所」の分類が理解しづらい・・・



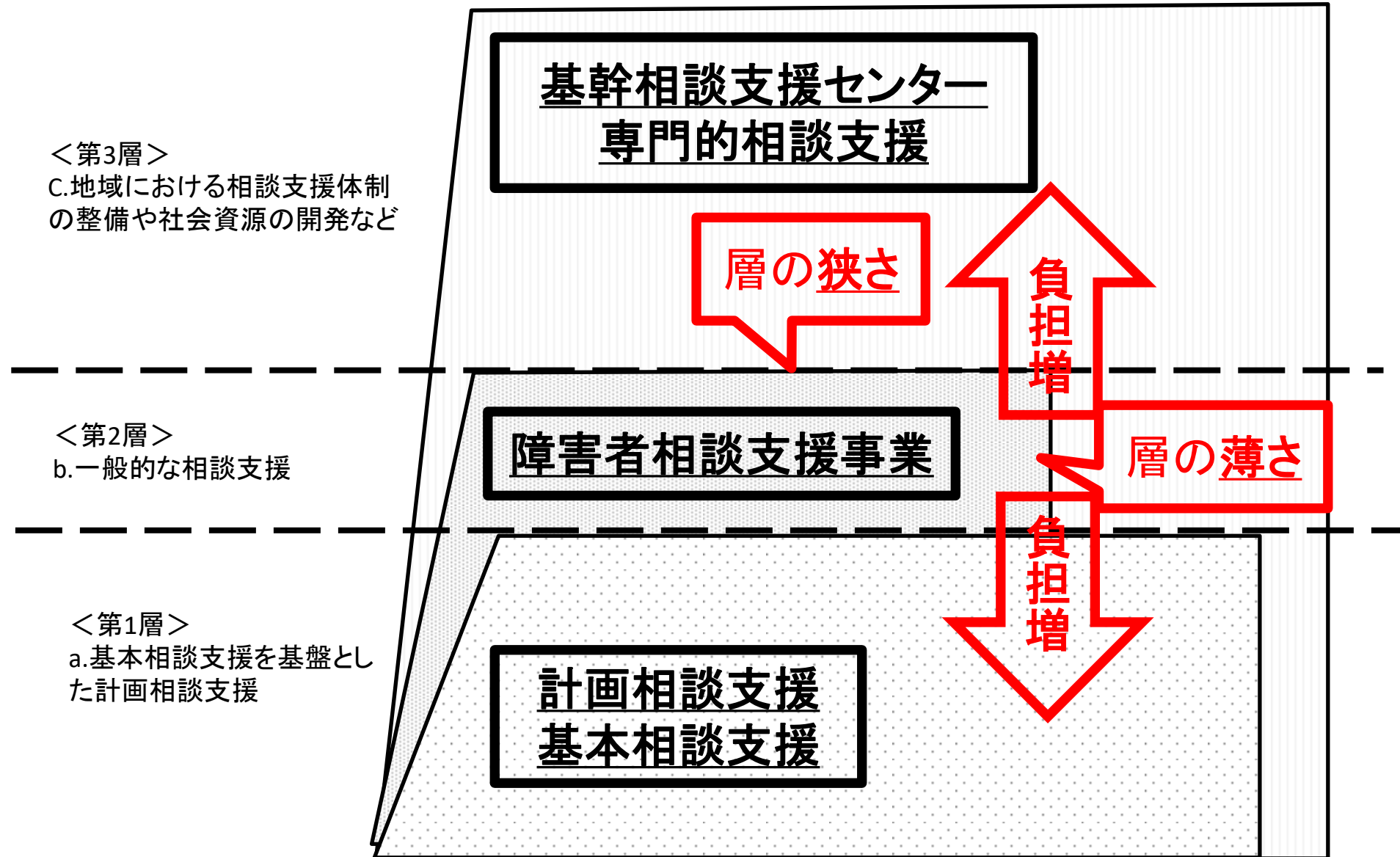
重層的な相談支援体制



同じ相談支援事業という枠組みであっても、相談支援事業の機能・役割・得意分野は細分化されている。

その相談支援事業をうまく連動させ、連携し合い、繋がりを保ち、相談者の取りこぼしやニーズに合った、相談支援体制の構築が望まれる。

現状の区内相談支援体制のイメージ図



相談支援専門部会からの提言

等々...区内相談支援体制の課題は多くあるが、
今回相談支援専門部会で最優先課題として提案
していきたいこととして...

最優先課題

＝障害者相談支援事業の強化

を提案する。

障害者相談支援事業強化による効果

①指定特定相談支援事業所の負担軽減。特に基本相談部分については軽減が期待できる。そのため計画相談支援(サービス等利用計画作成)について、注力できるようになると思われる。

それに伴い、セルフプラン率の低下にも寄与する可能性がある。

②指定一般相談支援事業所の負担軽減。特に基本相談部分については軽減が期待できる。地域移行・定着支援についても、障害者相談支援事業と連携することで支援の厚さ、質の向上が見込まれる。

障害者相談支援事業強化による効果

③退院・退所支援(地域移行支援)を行う場合、依頼者の状況によっては(短期間での退院・退所支援であったり、帰院・帰所先がすでに確定している場合など)、地域移行支援の個別給付に適さない地域移行支援の強化。

④基幹相談支援センターの総合相談窓口で受けた相談者の引継ぎ先としての機能。緊急性がなく、専門相談でもなく、長期的にまた継続的に相談支援を実施する相談支援の強化。

強化により、基幹の負担軽減にも繋がり、専門相談機能の強化にも繋がる。

障害者相談支援事業強化による効果

- ⑤ 広く区民から障害による困りごとを相談できる相談窓口が増えることによって、支援が必要な人や世帯の取りこぼしが防げる。
- ⑥ 相談支援を担える場や人が増えることによって、保健師や福祉司の負担軽減にも繋がる。
- ⑦ 居住支援を専門とする相談支援機能が区内でないが、その点を事業強化によってサポートできる可能性がある。
- ⑧ 障害者就労支援センターで担っている、生活相談、生活支援を引き継げる。

障害者相談支援事業強化による効果

区内相談支援体制について、事業強化による効果は、上げればキリがないほど多岐に渡る。

それは...

障害者相談支援事業が、制度内での相談支援体制の土台であり、中軸の役割を担っているからである。

現在の区内相談支援体制を省みると、その土台・中軸を担う、障害者相談支援事業の機能の薄さと狭さが課題だからである。

具体的な解決策について

○三障害一致しての解決策について

- ・三障害を受け付ける相談窓口がない。相談者によっては、相談窓口をたらい回しにされる可能性がある。また重複障害の場合、支援主体が曖昧になる。

⇒三障害の相談を受けられる、障害者相談支援事業が必要なのではないか。

具体的な解決策について

○精神障害者について

- ・現状の相談数及び求められている機能について、マンパワーが追い付いていない。その担保となる補助金も脆弱である。

- ・補助事業であるにも関わらず、行政で相談支援事業の機能がない。

- ・委託事業でもなく、行政での相談事業の機能もないため、市区町村の責務で行う相談事業にも関わらず、責任の所在が曖昧。

⇒責任の所在を明確にすること

⇒ニーズにあった人的体制を整備すること

具体的な解決策について

○知的・身体障害について

- ・障害福祉課の福祉司のみでの実施となる。マンパワー不足及び区役所という場所柄、気軽な相談に結び付きにくい。また職員の異動も頻繁で継続的な関係が築きにくい。
- ・精神障害に比べて地域活動支援センターが少なく、気軽に立ち寄り、相談できる場所が圧倒的に少ない。

⇒委託相談支援の必要性、ニーズに合った人的体制を整備

⇒気軽に立ち寄れる、相談できる場所の必要性

3-1 精神障害者を対象に含めた障害者相談支援事業の実施状況

区・町村名	精神障害者を対象に含めた障害者相談支援事業の実施方法			相談対応時間
	区町村で直営	指定相談支援事業者に委託	区町村直営と指定相談支援事業者に委託 その他	
千代田			○	平日の日中のみ対応
中央			○	平日の日中のみ対応 その他：委託事業者は火・金曜日、年末年始を除き開業
港	○			月～金 9時～20時 土・日 9時～17時
新宿			○	指定相談支援事業者へ補助して実施 直営は平日8時30分～17時（年末年始・祝日を除く） 補助事業所4か所中2か所は平日9時～17時 1か所は平日9時30分～17時（年末年始・祝日を除く） 1か所は平日10時～20時、土・祝日12時～19時（年末年始を除く） 委託事業所1か所は9時～17時（年末年始を除く）
文京				・一般相談支援事業は地域活動支援センターの補助金に相談事業部分も含めて補助 ・24時間緊急時相談支援事業は法人に委託 地域活動支援センター開所時間のみ対応（一般相談支援事業） 365日24時間対応（夜間は携帯電話で対応）（24時間緊急時相談支援事業）
台東		○		月～木 13:00～18:00 土・日 10:30～17:30 24時間対応可能（携帯電話転送による対応）
墨田		○		月・火・木～土の日中のみ対応
江東			○	区は平日の日中のみ、指定相談支援事業者は月・火・木・土は日中、金・日は午後のみ対応
品川		○		平日の日中、年末年始を除く祝日の日中
目黒		○		地域活動支援センターⅠ型への補助として実施 平日の日中のみ対応 その他：火曜～土曜の日中の対応の事業所あり
大田	○			指定相談支援事業者に補助 直営は平日の日中のみ対応。ただし障がい者総合サポートセンターのみ夜間（19時まで）・土日祝日（年末年始を除き8時30分から17時まで）の対応あり。 指定相談支援事業者は曜日により異なるが平日日中及び一部夜間（19時30分まで）対応あり。
世田谷		○		月～金曜日 10時～18時
渋谷		○		土日に実施している事業所あり
中野			○	平日の日中のみ対応、すこやか障害者相談支援事業所は、夜間休日は緊急時携帯電話で対応（携帯電話転送による対応）
杉並				区独自で障害者地域相談支援センターを3か所設置。3か所とも別な法人に委託している。 障害者地域相談支援センター高円寺：祝日、年末年始を除いた火～金の9時～19時・土日は9時～17時 障害者地域相談支援センター荻窪：祝日、年末年始を除いた月・水～金の9時～19時・土日は9時～17時 障害者地域相談支援センター高井戸：祝日、年末年始を除いた月・水～金の9時～19時・土日は9時～17時（第3のみ月曜定休・火曜開所）
豊島				指定相談支援事業者に補助で実施 月・火・水・金：13時～19時 土：11時～18時 第1日曜日：11時～18時
北			○	平日の日中のみ対応(区直営) 月～金：10時～19時、土：10時～17時(NPO法人)
荒川			○	業者委託については、土日、休日も対応
板橋			○	平日の日中のみ対応

空欄：記入なし

3-1 精神障害者を対象に含めた障害者相談支援事業の実施状況

区・町村名	精神障害者を対象に含めた障害者相談支援事業の実施方法				相談対応時間
	区町村で直営	指定相談支援事業者に委託	区町村直営と指定相談支援事業者に委託	その他	
練馬		○			平日9時～20時、土・日12時～20時
足立			○		指定管理事業者は平日9時～20時 土日祝12時半～20時（電話相談は21時まで） 区は平日の日中のみ対応
葛飾		○			事業所により異なる
江戸川	○			地域活動支援センターで実施（補助）	直営 平日の日中のみ対応 その他（事業所により対応時間が異なる）
大島	○				平日の日中のみ対応
利島	○				平日の日中のみ対応
新島	○				平日の日中のみ対応
神津島	○				平日の8:30～17:15の間対応
三宅	○				平日の日中のみ対応
御蔵島	○				平日の日中のみ対応
八丈			○		
青ヶ島	○				平日の日中のみ対応
小笠原	○				平日の日中のみ対応

空欄：記入なし

資料：中部総合精神保健福祉センター調べ 平成30年12月1日現在

東京都における 平成30年9月までの計画相談実績(障害者総合支援法分)

※1 平成30年9月末の障害福祉サービス又は地域相談支援の受給者数（なければ直近の数字）

※2 平成30年9月末時点での「サービス等利用計画案」作成者数（市町村に「サービス等利用計画案」が提出された実績数。介護保険法のケアプランにより支給要否決定を行っている者についても作成済人数に含む。）

No.	区市町村名		障害者総合支援法分				
			障害福祉サービス等受給者数 a (※1)	計画作成済人数 b (※2)	bのうちセルフプラン c	達成率 b/a (%)	セルフ率 b/c (%)
	(合計)		83,515	83,018	17,191	99.4%	20.7%
1	千代田区	ちよだく	245	238	63	97.1%	26.5%
2	中央区	ちゅうおうく	516	516	12	100.0%	2.3%
3	港区	みなとく	1,115	1,054	23	94.5%	2.2%
4	新宿区	しんじゅく	1,962	1,962	645	100.0%	32.9%
5	文京区	ぶんきょうく	988	974	339	98.6%	34.8%
6	台東区	たいとうく	1,008	1,008	317	100.0%	31.4%
7	墨田区	すみだく	1,680	1,680	94	100.0%	5.6%
8	江東区	こうとうく	3,018	3,018	955	100.0%	31.6%
9	品川区	しながわく	1,458	1,420	3	97.4%	0.2%
10	目黒区	めぐろく	1,123	1,085	45	96.6%	4.1%
11	大田区	おおたく	3,695	3,695	519	100.0%	14.0%
12	世田谷区	せたがやく	4,586	4,586	1,320	100.0%	28.8%
13	渋谷区	しぶやく	927	880	134	94.9%	15.2%
14	中野区	なかのく	1,749	1,711	148	97.8%	8.6%
15	杉並区	すぎなみく	2,757	2,756	2	100.0%	0.1%
16	豊島区	としまく	1,194	1,165	164	97.6%	14.1%
17	北区	きたく	2,466	2,417	558	98.0%	23.1%
18	荒川区	あらかわく	1,233	1,233	19	100.0%	1.5%
19	板橋区	いたばしく	3,320	3,293	779	99.2%	23.7%
20	練馬区	ねりまく	4,569	4,569	630	100.0%	13.8%
21	足立区	あだちく	5,348	5,347	2,009	100.0%	37.6%
22	葛飾区	かつしかく	2,885	2,885	426	100.0%	14.8%
23	江戸川区	えどがわく	4,517	4,508	641	99.8%	14.2%

No.	区市町村名		障害者総合支援法分				
			障害福祉サービス等受給者数 a (※1)	計画作成済人数 b (※2)	bのうちセルフプラン c	達成率 b/a (%)	セルフ率 b/c (%)
24	八王子市	はちおうじし	4,086	4,086	2,270	100.0%	55.6%
25	立川市	たちかわし	1,470	1,468	18	99.9%	1.2%
26	武蔵野市	むさしのし	1,107	1,107	41	100.0%	3.7%
27	三鷹市	みたかし	1,221	1,208	64	98.9%	5.3%
28	青梅市	おうめし	958	958	10	100.0%	1.0%
29	府中市	ふちゅうし	1,941	1,918	684	98.8%	35.7%
30	昭島市	あきしまし	860	860	5	100.0%	0.6%
31	調布市	ちょうふし	1,640	1,640	630	100.0%	38.4%
32	町田市	まちだし	3,157	3,106	1,595	98.4%	51.4%
33	小金井市	こがねいし	758	758	236	100.0%	31.1%
34	小平市	こだいらし	1,384	1,384	60	100.0%	4.3%
35	日野市	ひのし	1,220	1,220	427	100.0%	35.0%
36	東村山市	ひがしむらやまし	1,427	1,427	8	100.0%	0.6%
37	国分寺市	こくぶんじし	814	814	29	100.0%	3.6%
38	国立市	くにたちし	666	666	146	100.0%	21.9%
39	福生市	ふっさし	407	407	18	100.0%	4.4%
40	狛江市	こまえし	499	490	27	98.2%	5.5%
41	東大和市	ひがしやまとし	692	692	12	100.0%	1.7%
42	清瀬市	きよせし	688	688	106	100.0%	15.4%
43	東久留米市	ひがしくるめし	936	920	85	98.3%	9.2%
44	武蔵村山市	むさしむらやまし	711	705	62	99.2%	8.8%
45	多摩市	たまし	1,052	1,052	401	100.0%	38.1%
46	稲城市	いなぎし	526	526	209	100.0%	39.7%
47	羽村市	はむらし	411	411	6	100.0%	1.5%
48	あきる野市	あきるのし	579	573	3	99.0%	0.5%
49	西東京市	にしとうきょうし	1,263	1,263	112	100.0%	8.9%
50	瑞穂町	みずほまち	297	297	3	100.0%	1.0%
51	日の出町	ひのでまち	145	145	7	100.0%	4.8%
52	檜原村	ひのはらむら	26	26	0	100.0%	0.0%
53	奥多摩町	おくたままち	29	29	0	100.0%	0.0%
54	大島町	おおしままち	58	58	23	100.0%	39.7%
55	利島村	としまむら	2	2	0	100.0%	0.0%
56	新島村	にいじまむら	7	7	2	100.0%	28.6%
57	神津島村	こうづしまむら	7	4	0	57.1%	0.0%
58	三宅村	みやけむら	18	11	0	61.1%	0.0%
59	御蔵島村	みくらしまむら	0	0	0		
60	八丈町	はちじょうまち	93	91	47	97.8%	51.6%
61	青ヶ島村	あおがしまむら	0	0	0		
62	小笠原村	おがさわらむら	1	1	0	100.0%	0.0%

東京都における 平成30年9月までの計画相談実績(児童福祉法分)

※1 平成30年9月末の障害児通所支援の受給者数（なければ直近の数字）

※2 平成30年9月末時点での「障害児支援利用計画案」作成者数（市町村に「障害児支援利用計画案」が提出された実績数）なお、障害福祉サービスと障害児通所支援の両方を利用している場合は、それぞれに計上している。

No.	区市町村名		児童福祉法分				
			障害児通所 支援受給者数 a (※1)	計画作成 済人数 b (※2)	bのうち セルフプラン c	達成率 b/a (%)	セルフ率 b/c (%)
	(合計)		31,688	31,543	11,708	99.5%	37.1%
1	千代田区	ちよだく	85	85	83	100.0%	97.6%
2	中央区	ちゅうおうく	248	248	8	100.0%	3.2%
3	港区	みなとく	394	394	62	100.0%	15.7%
4	新宿区	しんじゅく	661	661	628	100.0%	95.0%
5	文京区	ぶんきょうく	508	508	202	100.0%	39.8%
6	台東区	たいとうく	369	369	225	100.0%	61.0%
7	墨田区	すみだく	1,118	1,118	993	100.0%	88.8%
8	江東区	こうとうく	1,688	1,688	610	100.0%	36.1%
9	品川区	しながわく	657	529	0	80.5%	0.0%
10	目黒区	めぐろく	551	551	148	100.0%	26.9%
11	大田区	おおたぐ	1,255	1,255	830	100.0%	66.1%
12	世田谷区	せたがやく	2,329	2,329	869	100.0%	37.3%
13	渋谷区	しぶやく	403	394	121	97.8%	30.7%
14	中野区	なかのく	907	907	261	100.0%	28.8%
15	杉並区	すぎなみく	1,440	1,440	0	100.0%	0.0%
16	豊島区	としまく	428	427	199	99.8%	46.6%
17	北区	きたく	629	629	199	100.0%	31.6%
18	荒川区	あらかわく	437	437	2	100.0%	0.5%
19	板橋区	いたばしく	951	951	332	100.0%	34.9%
20	練馬区	ねりまく	1,908	1,908	22	100.0%	1.2%
21	足立区	あだちく	1,354	1,354	671	100.0%	49.6%
22	葛飾区	かつしかく	1,316	1,316	413	100.0%	31.4%
23	江戸川区	えどがわく	2,254	2,254	229	100.0%	10.2%

No.	区市町村名		児童福祉法分				
			障害児通所 支援受給者数 a (※1)	計画作成 済人数 b (※2)	bのうち セルフプラン c	達成率 b/a (%)	セルフ率 b/c (%)
24	八王子市	はちおうじし	1,224	1,224	921	100.0%	75.2%
25	立川市	たちかわし	455	455	3	100.0%	0.7%
26	武蔵野市	むさしのし	520	520	6	100.0%	1.2%
27	三鷹市	みたかし	343	343	66	100.0%	19.2%
28	青梅市	おうめし	248	248	1	100.0%	0.4%
29	府中市	ふちゅうし	796	796	599	100.0%	75.3%
30	昭島市	あきしまし	223	223	2	100.0%	0.9%
31	調布市	ちょうふし	454	454	343	100.0%	75.6%
32	町田市	まちだし	997	990	783	99.3%	79.1%
33	小金井市	こがねいし	306	306	103	100.0%	33.7%
34	小平市	こだいらし	437	437	77	100.0%	17.6%
35	日野市	ひのし	450	450	412	100.0%	91.6%
36	東村山市	ひがしむらやまし	332	332	1	100.0%	0.3%
37	国分寺市	こくぶんじし	350	350	6	100.0%	1.7%
38	国立市	くにたちし	218	218	116	100.0%	53.2%
39	福生市	ふっさし	74	74	4	100.0%	5.4%
40	狛江市	こまえし	231	231	90	100.0%	39.0%
41	東大和市	ひがしやまとし	162	162	5	100.0%	3.1%
42	清瀬市	きよせし	173	173	26	100.0%	15.0%
43	東久留米市	ひがしくるめし	233	233	58	100.0%	24.9%
44	武蔵村山市	むさしむらやまし	144	144	81	100.0%	56.3%
45	多摩市	たまし	379	379	364	100.0%	96.0%
46	稲城市	いなぎし	254	254	226	100.0%	89.0%
47	羽村市	はむらし	86	86	0	100.0%	0.0%
48	あきる野市	あきるのし	185	185	0	100.0%	0.0%
49	西東京市	にしとうきょうし	454	454	303	100.0%	66.7%
50	瑞穂町	みずほまち	39	39	0	100.0%	0.0%
51	日の出町	ひのでまち	24	24	0	100.0%	0.0%
52	檜原村	ひのはらむら	2	2	0	100.0%	0.0%
53	奥多摩町	おくたままち	0	0	0		
54	大島町	おおしままち	4	4	4	100.0%	100.0%
55	利島村	としまむら	0	0	0		
56	新島村	にいじまむら	0	0	0		
57	神津島村	こうづしまむら	0	0	0		
58	三宅村	みやけむら	0	0	0		
59	御蔵島村	みくらしまむら	0	0	0		
60	八丈町	はちじょうまち	1	1	1	100.0%	100.0%
61	青ヶ島村	あおがしまむら	0	0	0		
62	小笠原村	おがさわらむら	0	0	0		

令和元年度 文京区指定特定相談支援事業所連絡会からの報告

1. 文京区指定特定相談支援事業所連絡会とは

障害福祉サービスの給付プロセスに、原則サービス等利用計画の作成が必要となっている。相談支援の質の担保、事業所間での連携、官民共通の支給決定プロセスの構築のため連絡会を発足した。原則毎月開催しており、隔月で予防対策課、障害福祉課も参加している。地域課題の共有やその解決に向けた施策等の検討を行っている。相談支援専門部会の下部組織としても位置づけられている。

2. 今年度の活動内容について

- 基幹相談支援センターが区内指定特定相談支援事業者への聞き取り調査を毎年実施している。常勤専従の職員体制がある事業所は少なく、他事業と兼務になっている事業所が大半である。そのため計画相談支援に業務の比重をおけない現状がある。併設施設を新規に利用する方の計画相談のみ受け入れ可能とする事業所が多数であり、ほとんどの事業所が計画相談単独の新規受付ができない状況にある。区内全体の相談支援専門員1人が担当する平均相談者人数（相談員対平均ケース数）は年々上昇しており、令和元年6月時点では、一人の相談支援専門員が平均で48.6名の方の計画相談を担当している状況となっている。障害児計画相談のセルフプラン率も年々上昇しており、課題として捉え対応を検討する必要がある。一方で、相談支援専門員3名の配置、24時間体制の確保、事例検討参加など多くの要件を満たす必要がある「特定事業所加算Ⅲ」を算定できる事業所が出てきている。こうした事業所が増えていくような取り組みが必要である。
- 前年度に精神障害の方を対象に取り組んだ「計画相談についてのアンケート」の結果を踏まえ、令和元年度実態・意向調査における計画相談支援の質問項目について、連絡会からの意見を集約し骨子案に対する意見具申を行なった。一般相談の要否が把握できる聞き方にし、「良かったこと」「悪かったこと」「要望」などを答えやすく、またより詳しく把握できるような質問項目を連絡会から提案し、意見が反映された。
- 文京区指定特定相談支援Q&A集の内容を毎年度確認し、必要項目を改定している。退院退所時加算の算定要件、サービス提供時モニタリング加算、障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行や支給量調整についてなどを検討し、協議を進めている。
- 障害児支援の関係機関で構成する障害児支援ネットワークを4回開催した。事例検討（インシデントプロセス法）、講演会（発達障害）、勉強会（防災）、実践報告（学習支援）を行なった。子ども、家族、教育を含む支援機関、地域。それぞれが相互の信頼関係を普段から構築することの大切さについて検討した。
- 今年度は事例検討を積極的に行なった。相談支援事業所だけでなく行政からも、身体障害、精神障害、知的障害の相談支援に関する事例提供（主にセルフプラン）があり、課題を共有できた。障害者相談支援事業の必要性を再確認できる時間となっており、今後も事例検討を積み重ねていく必要がある。

3. 今後の課題について

- 以下の5点について今後の課題となっている。
 - ① 計画相談支援の普及啓発活動。
 - ② 障害当事者及びその家族に対する計画相談支援内容の周知。
 - ③ 新規利用者の受け皿となる計画相談支援体制の構築。
 - ④ 相談支援に従事する人材育成及び相談支援の質の向上。
 - ⑤ 障害種別、年齢、各種相談窓口。それぞれの垣根を超えた幅広い事例検討の積み重ね。

令和元年度 文京区障害者地域自立支援協議会
相談支援専門部会 定例会議年間活動報告

第1回 2019年8月9日(金) Aグループ企画 文京区民センター2階2-A会議室

テーマ 「家族・世帯の支援を考える」～支援者同士のネットワークを活かして～

グループワークで抽出された課題

- ・世帯全員に支援が必要でそれぞれに支援者はいるが、世帯全体をコーディネートする人がいない。障害児、障害者、高齢者特有のサービス（通学・移動支援、放課後等デイサービス、障害福祉サービス、保健師、訪問看護、介護保険サービス、民生委員、居場所、余暇支援、地域の見守り、レスパイト機能、経済的支援）等の種類や違いを合同で学び合える研修の機会が必要。
- ・支援者同士のつながりを大事にし、連携協力しながらサポート力を上げていくことが重要である。

スーパーバイザー、オブザーバーからの意見

- ・世帯全体をコーディネートする支援者は行政の役割かもしれない。家族全体の力を活かしながら支援していくことが重要。
- ・小さなつながりが大きなつながりとなり地域包括ケアシステムの構築へとつながっていく。現時点での困りごとへの対応に留まらず、世帯の10年後の変化等を見据えて準備していく支援も必要。

第2回 2019年11月26日(火) Bグループ企画 文京区民センター2階2-A会議室

テーマ 「支援者の困り感について、みんなで語り合い、支え合おう！」～個人の課題から地域の課題への転換～

グループワークで抽出された課題と提言

- ・「重度化・高齢化」 生まれ育った場所で生活するための社会資源が足りない。→区内の大学で、具体的な調査研究を行い、具体的根拠を得て予算化の検討。
- ・「支援者間連携」 事業所内外にある支援者間の方針のずれ。→失敗の共有によるマニュアル化、構造化、言語化を実践し、対応方法を共有することで事業所間での職員同士の関係作りをはかる。
- ・「事業所運営を安定させる」 収入面を安定させるための利用者確保が必要。→ニーズ把握のため、経営の安定のため、区でマーケティングと福祉コンサルティングを担ってほしい。
- ・「多様化」 職員、利用者、地域、家族、障害そのものの多様性が広がっている。→地域に発信、周知し、つながりを作りながら解決の手だてを考えるきっかけにする。
- ・「意思決定」 制度や病院に守られて生きてきた人々から、主体性や意欲や本来の能力を引き出す難しさ。→これまでの取り組み、積み重ねを振り返り、じっくり待ちながら本人の意志の翻訳に努める。上手に失敗することの保障。
- ・「社会資源・支援者の不足」 フォーマルもインフォーマルも資源が少なく選択できない。→文京区のヘルパー養成講座開催の復活、給与面やフォローアップ体制の確保で定着率を上げる工夫。

スーパーバイザー、オブザーバーからの意見

- ・障害者(児)実態・意向調査は、東洋大学学生による対面調査をふまえて障害者計画につなげていく。理解促進のために地域とのふれあひが必要である。

- ・事業所間、支援者間のつながりをどう作っていくか、ということについてよく議論されていた。定例会議が文京区精神障害者支援機関実務者連絡会ともつながっていくと良いと思う。
- ・資格取得を応援する取り組みとして、社協ファミリーサポートのヘルパー研修を年1回開催している。

第3回 2020年1月22日(火) Cグループ企画 文京区民センター2階2-A会議室

テーマ 「看取り、看取られるための準備とそのために必要な支援とは」～親子の生きがいを支えるために～

グループワークで抽出された課題と提言

- ・本人、家族それぞれの気持ちや思いを聴きながら関係作りをしていく必要がある。本人のみならず家族も支えていく視点をもってかかわり、家族の負担を減らしながら意思決定支援を考えていく。
- ・本人、家族のニーズや希望を聞き取る方法として、訪問を通じて寄り添う関係作りや、地域活動支援センターの一般相談の活用等を検討する。
- ・現状の困りごとからは、通院等介助のヘルパーや訪問看護の導入、生活介護や成年後見制度の利用、管理栄養士の協力、ピアサポートグループや家族が利用できるショートステイの紹介が挙がる。
- ・本人、家族を支える支援者同士のネットワークを構築して、どのように介入できるか検討していく連携支援を大事にする。

スーパーバイザー、オブザーバーからの意見

- ・親族がキーパーソンになり得ない時に、地域で長年本人を見守っているご近所の存在などがあるかもしれない、本人理解においてそのようなインフォーマル資源の活用も検討できると良いと思う。
- ・本人との関係性作りや地域への協力依頼方法など、成功事例をこの場で共有して、今後も参加者の支援の幅が広がると良い。
- ・支援者の中でのキーパーソンの役割は、区が担えるのではないかと思う。

年間のまとめ

- 社会資源や支援者の不足は毎回指摘される地域課題である。
- 世帯全体のコーディネーターの担い手が不足している。
- 他分野との協働や多職種連携が重要である。
- 地域住民との交流を大切にする。
- 地域にある資源を活用する機会を作ることが必要である。